

生徒手帳

北海道美唄市立三井美唄中学校

校歌

一、青葉さゆらぎ風薫る
明るき窓に眉あげて
若き生命の燃ゆるまま
倦まずたゆまず動しまん
見よ遠白く石狩の
川小止みなく流るるを
新しき世にのぞみもて
努むる我等栄あれ

二、雪晴れの空澄みわたり
さやけき校庭におたけびて
若き血潮のたぎるまま
強く正しくきたえなん
見よ紅に野のはてや
ピンネの峰はかがやくを
新しき世に力もて
進まん我等栄あれ

三、天地の幸かぎりなく
父母の思いぞ身にうけて
若きころの躍るまま
集い楽しくのびゆかん
いざもろともに朝戸出や
星かげ仰ぐ夕べまで
新しき世に愛をもて
尽さん我等光あれ



校訓

自分のためだ……みんなのためだ……心
は清くあたたかに、体い強く美しく……
行いは正しくしつかりと

生徒会会規則

第一章 名 称

第一条 この会は美唄市立三井美唄中学校生徒会という。

第二章 目的および活動

第二条 この会は、学校からまかされた範囲の中で自主的に行動し主として学校における生活の充実と発展を目的とする。

第三条 この会は、前条の目的をとげるために、つぎの活動を行なう。

- 1 りっぱな校風をつくるように努める。
- 2 社会人としての生活態度を身につける。
- 3 学級会（ホーム・ルーム）・各種委員会・常任委員会・全校生徒協議会・生徒総会・およびクラブなどの組織をとおして諸活動を行う。

(2)

第三章 会 員

第四条 この会の会員は三井美唄中学校生徒を持って構成する。

第四章 役 員

第五条 この会は次の役員をおく

会長一名 副会長二名 書記長一名

常任委員 若干名

第六条 右記役員中、常任委員以外は全会員の直接選挙により選出され校長より任命される。

第七条 常任委員は、全校生徒協議会委員の互選により選出され校長より任命される。

第八条 役員の任期は一カ年とし、十二月までとする。ただし再任されても良い。

第九条 役員は生徒会におけるすべての委員会に出席して意見をのべることができる。

第十条 会長は、生徒会を代表し、総会および全校生徒協議会を招

(3)

集する権限を有する。

第十一條 副会長は、会長を助け会長に事故あるときはその任務を代行する。

第十二條 書記長は、生徒会活動の記録を作り、運営に必要な資料を作成する。

第十三條 常任委員は必要に応じて各種委員会およびクラブの常任委員として配置され指導助言、生徒会全般の連絡調整にあたる。

第十四條 常任委員会は、会長、副会長、書記長と共に常任委員で構成し、生徒会における執行機関とする。

第五章 経 理

第十五條 この会の必要な費用は、生徒会費によってまかなわれる。

第十六條 この会の経理は、全校生徒協議会において審議され、総会において議決された予算に基づいて行なわれる。

第十七條 この会の決算は、会計監査をうけ、全校生徒協議会の審議を経たのち総会において承認を得なければならない。

第十八條 この会の経理は、会計年度中二回以上会計監査を受けなければならない。

第十九條 この会の会計年度は毎月四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第二十條 会計係は先生に依頼するが、全校生徒協議会に報告しなければならない。

第六章 会 計 監 査

第二十一條 会計監査は先生に依頼しその結果を全校生徒協議会に報告しなければならない。

第二十二條 会計監査委員の任期は一年とする。但し再任はさまたげない。

第七章 総 会

第二十三條 総会は全会員をもつて構成され、この会の最高決議機関である。

第二十四條 総会は毎年一回以上開かねばならない。

第二十五条 会則改正を除く議会議事は出席人員の過半数以上の賛成で議決する。

第八章 全校生徒協議会

第二十六条 全校生徒協議会は役員および学級代表によつて構成され総会に次ぐ決議機関であり細則に定めたものを処理する。

第二十七条 全校生徒協議会は会長が必要と認めるときか、又は構成員の三分の一以上の要求があつたときに開催する。但し例会は毎月一回以上開くことを原則とする。

第二十八条 全校生徒協議会は、構成員の現在数の二分の一以上出席しなればその議事を開き議決することはできない。

第二十九条 全校生徒協議会の議事は出席者の過半数で決する。

第九章 学級活動（ホーム・ルーム）

第三十条 学級会は学級生徒全員によつて構成され、学級独自の活動のほか全校生徒協議会および各種委員会に意見を提出し生徒会活動の基礎となる。

第三十一条 学級委員長は、学級の代表となりその意見をまとめ、生徒会に意見を提出し、決つた結果に従つて実行の任にあたる。

第十章 各種委員会

第三十二条 この会の活動に必要なことについて調査研究し、実行するために各種委員をおく。

第十一章 クラブ活動

第三十三条 クラブ活動は、学年や学級の所属を離れて同好者が集まり共通の興味、関心を追求し会員各々の身心の発達をはかり個性をのびし、教養を高めるために行う。

第十二章 子供会

第三十四条 校下の子供会と同じ組織の中で先生および子供会の指導者の協力と指導助言によつて各々の役員は活動する。

第十三章 細則

第三十五条 この会を運営するために必要な細則は、この会則に反しない限り全校生徒協議会の決定を定める事ができる。

第十四章 会 則 改 正

第三十六条 この会則を改正するときは、全校生徒協議会の審議を経たのち、生徒総会で、構成員の三分の二以上の承認を得なければならぬ。

付 則

この会則は

昭和三十四年十月一日より施行する。

(8)

生徒会細則

第一章 役員 の 選 挙

- 一 項 選挙管理委員会の構成は全校生徒協議会より六名選出し、それに常任委員が加わつて構成する。
- 二 項 選出された選挙管理委員中より、委員長、副委員長、各々一名を選び、議事は委員全体の合議制によつて運営される。
- 三 項 役員立候補者の選出方法は、自せん又は他せんによる。但し他せんの場合は、一週間前までに各学級単位に選出し、その人数は制限しない。自せんの場合はその必要がない。
- 四 項 役員候補者に指名した場合はその本人に各代表が承認を得てのち選挙管理委員会に報告する。
- 五 項 選挙公示は投票日の七日前とする。
- 六 項 選挙権は全会員に有するが被選挙権は一、二年のみとする。
- 七 項 投票用紙は、会長赤、副会長青、書記長白とする。

(9)

八項 各役員の当選は、それぞれ高点順とするが、会員に欠員を生じたときは副会長が選挙時の高点順に会長となる。但し任期は前任者の残任期間とする。

九項 会長以外の役員の欠員を生じた時には必要に応じ全校生徒協議会がこれを補充する。

十項 選挙演説（立候補者応援演説）は所定の場所（運動場・玄関）

で行ないマイクの使用を許可する。・ハンドマイクは許可しない

十一項 選挙ポスターは模造紙一人 $\frac{1}{4}$ （枚）以内とする。但しポスター

は選挙管理委員会の認印を必要とする。

十二項 選挙応援は休み時間および放課後を利用し、各学級単位とし不

真面目な応援は一切禁止する。

十三項 立候補者の場合も同様の方法をとる。

十四項 十二項、十三項に禁止されているにもかかわらず実行した場合

は応援者は応援の停止と共に選挙も認めない。

十五項 役員は期末（十二月）の総会に於いて承認され任命される。

第二章 総 会

一 項 総会は

1 役員を承認する。

2 会則を改正する。

3 予算、決算を審議承認する。

4 その他、必要と認められる学校全般について討議する。

第三章 全校生徒協議会

1 各学級（ホーム・ルーム）より提出された議案を審議し検討する。

2 各種委員会によつて立案された議案の中で必要と認められるもの

について審議検討する。

3 先生から提出された議案を審議検討する。

4 総会に提出する協議題を審議検討する。

5 常任委員の選出を行なう。

6 その他、各種委員会に属さない事項を処理する。

二 項 全校生徒協議会委員は、各学級より選出される。その数は各学年共二名とし、任期は一学期間とする。

三 項 委員に欠員を生じたときはただちに補充する。任期は前任者の残任期間とする。

(週番の勤務)

- 1 週番勤務の規律委員は常に週番の先生と連絡してその任務の達成を期する。
- 2 登校中は必ず腕章を着用してその責任を明確にする。
- 3 登校は午前八時 分とする。職員室前に集合して週番の先生と打合せを行う。
- 4 巡視は始業前、昼休み時、放課後、その他の随時に行なう。下校は清掃終了後に集合して週番の先生と打合せを行つた後とする

(12)

生徒心得

一、勉強しよう

勉強は真の自分を作つてくれる。その中から正しい社会が生み出されるのである。

1 ベルが鳴つたらすぐ教室に入りり本を開いて静かに予習、または復習をしながら先生を待ちましよう。

2 授業が始めと終りには静かに正しく礼をしよう

3 その教科に必要でないものを机の上に置かないようにしよう

4 授業中は他の迷惑にならぬよう各自態度に注意しよう

5 入室がおくれた場合は先生にその理由を述べ許可を得たのち着席しよう

6 学習材料を忘れた場合は始業前に教科の先生にことわつて許可を得るようになしよう。

7 自習時間は、学級委員が補欠の先生に連絡をとり、静かに学習し

(13)

他教室又は他教科（体育等）の迷惑にならぬよう各自注意しよう
考查については左の通りです

- (イ) 考查の時間割は原則として約一週間前に発表されます
 - (ロ) 考查中の着席順は出席番号順とします
 - (ハ) 考查中は不正行為をしないよう注意しなさい
 - (ニ) 答案を早く書き終つても他の迷惑とならぬよう静かにしなさい
- 二、規律正しくしよう

明るい学校生活にするためには、校訓にもあるように、行いを正しく、しつかりとしなければならぬ。規律を守り礼儀正しくし、秩序ある行動をとることは大切なことである。自由とは、自己の真なり善なりと信ずる心のままに行動をせいぎよ出来ることで、決して自分勝手ということではない

- ① 遅刻しないように登校しよう
- ② 各自靴袋をもち校内に土足で上らないようにしよう
- ③ 登校下校のときめられた所以外は通らないようにしよう

- ④ 校内外を問わず右側を通るようにしよう
- ⑤ 下校時間をよく守り放課後残るときに許可を得るようにしよう
- ⑥ 休み時間は次の事に注意しよう

- (イ) つとめて換気をするようにしよう
- (ロ) 教室では静かに次の学習の準備をしよう
- (ハ) 窓や机に腰をかけないようにし公共物を大切にしよう
- (ニ) 窓から物をすてたりつばをはかないようにしよう
- (ホ) 廊下昇降口等であばれないようにしよう
- (ヘ) 昼食時の昼休みは所定の場所で遊ぶようにしよう
- (ト) 校外に出ないようにしよう

- ⑦ 校内外を問わず知人・先生・友人などに対して人間としての礼儀を守るようにしよう

- ⑧ 転入生に対しては全員でよく世話をし学校生活に早くなれるようにし共に楽しく学習出来るようにしよう
- ⑨ 学校で配布された印刷物は必ず保護者に渡すようにしよう

- ⑩ 諸会費等はできるだけ指定日に納入するよう心がけるようにしよう
- (11) 登校下校当番戸外にでる時以外の廊下の着帽をしないようにしよう

⑫ 服装については次のことを守るようになしう

- (イ) 帽子は黒色で白線二本、つばの余り短いのはさけるようにしよう
- (ロ) 襟章は金色のものを、左の襟に学年右の襟に組をつけ、女子の胸章は黒色の布に学年を示す白線女子用校章・組章(金色)をつける。
- (ハ) 洋服は、男子は学生服がよいが、男子・女子共に人に不快の感を与えたり余り派手なものの着用はさけるようにしよう
- (ニ) 貴重品はもつてこないようにしよう
- (ホ) 下駄ばきの登校はしないようにしよう

三、保健に気をつけよう

健康は人間が生きていくために最も必要なものである。健康な学校生活を通じて自分が向上されていくのである。

- ① 常に姿勢を正しくしよう
- ② 昼食時には手を洗うようにしよう
- ③ 便所はいつもきれいにしておくようにしよう
- ④ 校内でけがや、病気になるたら、係の先生に連絡し、適当な処置をしてもらおうようにしよう

⑤ 登校下校中に事故があつたら誰かすぐ学校に連絡しよう

四、清掃美化に努めよう

私達が校内外を清潔にすることは、学習の向上や情操を涵養するために必要なことである。文化は美しい環境に生まれるといわれている。

- ① 紙くず、ごみ等がおちていたら、拾つてごみ箱に入れるようにしよう
- ② 用具は係の先生から割当てられるが、雑巾は自分で作つて学級毎

にまとめ係の先生に保管してもらおうようにしよう

③ 用具を故意に破損した場合は、弁償してもらおうことがあるから大切に取扱うようにしよう

④ 当番の掃除が終わったら、担任の先生に許可をうけてから帰るよう
にしよう

⑤ 当番にあたつていている日にやむを得ず出来なかつた場合は、他日その責任を果すようにしよう

⑥ 大掃除は月末一回やるようにしよう

五、其の他

① 公共物（ガラス）を破損した場合は担任の先生に届け、速に弁償するよう
にしよう

② 学校の備品（スコップ等）を借りる場合は先生を通じて借り、もとの場所
に戻した後その先生の指示に従うようにしよう

③ 緊急避難の場合は静かに先生の指示に従うようにしよう
④ による七時以後の外出はしないようにしよう

⑤ ショートのホーム・ルームは有効に使ひ帰りのH・Rでは一日の反省をやる
ようにしよう

⑥ 夏・冬休み特別な行事（お祭等）には事前にそのきまりが配布されるからよく
読んで実行するよう
にしよう

⑦ 映画は許可されたもの以外はみないようにしよう
⑧ 余暇は善用するよう各自努力しよう

⑨ 住所変更の場合は速かに担任にとどけるようにしよう
⑩ 転学の場合は諸会費の未納金を精算するよう
にしよう

⑪ 欠席のとき事由を記入し保護者の捺印の上担任に届けるようにしよう
⑫ 日直の心得は左の通りです

(イ) 朝八時 分までに登校すること

(ロ) 室内の清潔や換気に充分気をつけること

(ハ) 腕章をつけその責任を明らかにし学級日誌を記入すること

(ニ) 教科の連絡に当ること

⑬

- (四) 整理・整頓に気をつけること
- (イ) ストープ使用上の注意
- (イ) 生徒二名を日直と定め、ストープ使用について責任をもつこと
- (ロ) 日直は登校するとすぐに、煙筒のつき目、針金、ストープ付近に異状がないかをたしかめた後、職員室より「火気有り」の札を持参し教室の入口にかけること。
- (ハ) 終りの授業時間には絶対に石炭を入れないこと
- (ニ) 日直は昼休み時間までに定められた場所に石炭用バケツを持って行き、掃除当番は掃除終了後教室に運ぶこと
- (ホ) ストープのたきつけはおじさんがする
- (ヘ) ストープ台のごみは必ずストープの中に入れること
- (ト) ストープ台に上つたりその付近でさわいだり椅子などを持ち出してあつたりしないこと
- (チ) ストープの灰取は生徒日直が所定の場所に運搬する
- (リ) 掃除当番は帰る時に、教卓を黒板側につけ教室の入口及びスト

(20)

- ープの戸はあけておくこと
- (ク) たきつけのまきは必ずストープ台のそとにはなしておくこと
- (ケ) いろいろな用事でストープを定められた時間外に使用する時は日直の先生又は担任の先生責任の先生に必ず許可を得ること
- (コ) バケツに水を入れ常にストープの横に置くこと
- (ク) ストープは静かに交替しながら、ゆずり合つて暖をとること

(21)

私の身体測定表

項 目		1 年	2 年	3 年	自 分 比 分 を 記 入	
身 長	男子	全 国 平 均	142.3	149.2	155.5	•
		私				•
	女子	全 国 平 均	144.3	148.8	151.1	•
		私				•
体 重	男 男	全 国 平 均	34.9	40.0	45.4	•
		私				•
	女 子	全 国 平 均	37.3	41.9	45.3	•
		私				•
胸 囲	男 子	全 国 平 均	68.8	72.3	76.3	•
		私				•
	女 子	全 国 平 均	70.4	74.0	76.8	•
		私				•
坐 高	男 子	全 国 平 均	77.2	80.5	83.9	•
		私				•
	女 子	全 国 平 均	79.4	81.9	83.3	•
		私				•

学校の標準より多いときは+いくら 少ないとは-
いくらかと記入する。

時 間 割 表

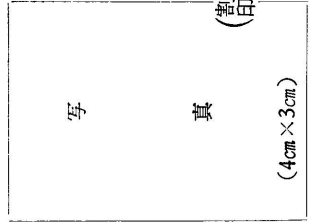
★	1	2	3	4	5	6	7
月							
火							
水							
木							
金							
土							
★	1	2	3	4	5	6	7
月							
火							
水							
木							
金							
土							

契印

身分証明書

No.

下記の者は、当校の生徒であることを証明する。



所属学年

部 学年 組

写

氏

名

(才)

生年月日 昭和 年 月 日生

住所

昭和 年 月 日発行

発行者

所在地 北海道美唄市
学校名 美唄市立三井美唄中学校

学校長

代表者印

保
届



改 印

不 許
複 製

発行者 美唄市立三井美唄中学校
北海道美唄市

第 学年 組 番

氏 名

昭和 年 月 日生

現住所

保護者
氏 名

H. R.

1 年
2 年
3 年

担 任

学 校
電 話

(美唄) 2570番

(注 意)

- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によつて乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならぬ。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することほできぬ。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならぬ。
- (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたときは、又は卒業・退学等によつて学籍を失つたときは、直ちに、発行者に返さなければならぬ。